

専門学校とは何か

若葉総合から専門学校へ進学を希望する人の多くは、希望する職業につくために必要な国家資格や公的資格を取得することを目的に、もしくは、四年制大学に比べて短期間で学べることを理由に進路を決めているようです。確かに、これらは専門学校の持つ大きな利点だと思います。一方で、専門学校のことを十分に理解しないまま、進学を希望している人少なくないと感じています。そこで今回は、専門学校についてお話をしたいと思います。

一般的に専門学校とは、専修学校と呼ばれる学校（資料1を参考）の専門課程（資料2を参考）に該当する学科の通称です。また類似した学校として各種学校やどちらにも該当しない無認可校（資料1を参考）がありますが、どちらも専門学校ではありません。よく「この専門学校は認可校ですかそれとも無認可校ですか」という質問を受けますが、すべての専修学校および各種学校は各都道府県から認可を受けている認可校です。これに該当しない学校が無認可校ですので、この点も注意が必要です。

次に、専修学校・各種学校の歴史について紹介します。その昔、現在の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・短期大学・大学以外の学校は、すべて各種学校として扱われていました。日本が高度成長期を迎え、多くの人材が必要となったため各種学校の数が増え、その社会的役割が次第に大きくなりました。しかしながら、各種学校に関して明確な規定がなかったことから、学校によって教育内容や質がさまざま、この点が当時の社会の中で課題とされていました。1976年に専修学校制度が創設され、この専修学校の中に専門課程が誕生しました。各種学校に比べ教育の目的を明確にして設置基準を厳しくすることにより教育内容や質を高める一方で、大学に比べて柔軟な教育内容にできるよう工夫がなされました。1994年には、一定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者に対し「専門士」の称号を付与できる制度が創設され、1998年にはこの「専門士」の称号を持つ人を中心に、一定条件を満たす専修学校専門課程の修了者に対して、四年制大学へ編入できる制度が創設されました。これにより専修学校専門課程は、短期大学と同等の社会的地位を得られたとも言われています。さらに2014年からは、専修学校専門課程の中で、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」（資料2を参考）として認定する制度を創設しました。以上の経緯から、現在では、各種学校、専修学校、どちらにも該当しない無認可校などが存在し、また、さまざまな称号や認定制度があるため、全体のしくみが複雑で分かりにくいという意見が出る一因になっています。

みなさんに伝えたいことは、専修学校が、学校教育法という法律の中で、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校と定められていることです。わかりやすく説明すると、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、特定分野のスペシャリストを育成するというのが大前提の学校です。目指す職業もしくは専門性が明確でない、その学校を卒業しても職業に就けない、もしくは目標とする職業や専門性に直結するような技術や教養が身につかない授業内容だと疑われる学校は、本来の専修学校の趣旨から外れている学校だと言えるでしょう。

今回は、上級学校入試や就職試験等で広く実施されている面接についてお話をします。

専修学校・各種学校と無認可の違い 資料1

	専修学校	各種学校	無認可校
監督庁	都道府県	都道府県	なし
法律	学校教育法第124条	学校教育法第134条	なし
修業年限	1年以上	1年以上 (簡易な課程は3か月以上)	規定なし
授業時数	年間800時間以上 (夜間は年間に450時間以上)	年間680時間以上	規定なし
学生・生徒数	40人以上	施設規模等に応じて規定	規定なし
入学資格	高等課程…中学校卒業程度 専門課程…高等学校卒業程度 一般課程…特になし	課程に応じて独自に設定	規定なし
教員数	生徒定員80人までは最低3人。 半数以上は専任 (最低3人)	課程・生徒数に応じて必要な教員 数を置く	規定なし
教員資格	課程別に基準によって詳細に規定	専門的な知識・技術・技能等を有 する者	規定なし
卒業後の学歴	専修学校卒	各種学校卒	正式な学歴とは認められない
学割	学生割引適用	学生割引適用	適用されない
公的奨学金・教育ローン	利用できる	一部に適用制度あり	利用できない

公益財団法人東京都専修学校各種学校協会HPより

専修学校の3つの課程 資料2

専門課程	高等学校卒業以上が入学資格の課程、一般的に「専門学校」と称される。
高等課程	中学校卒業以上が入学資格の課程、高校卒業者も入学するケースもある。一般的に「高等専修学校」と称される。
一般課程	入学資格は、学歴・年齢問わず、広く生涯教育の場として利用されている。

専門課程の中の「職業実践専門課程」について

専修学校の専門課程（専門学校）の中に、「職業実践専門課程」に認定されている学科やコースがある。専攻分野に関する企業等と連携し、授業科目の開設を行っていること、企業等と連携して実習、実技、実験又は演習の授業が行われていること、企業等による学校評価が行われていることなどの基準を満たしている場合に認定される。

専修学校・各種学校一覧（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm

専門士の称号を付与する専修学校一覧（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1280744.htm